

議案第79号

## 静岡市水道事業給水条例の一部改正について

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「料金は、」の次に「管理者が定める方法により」を加え、「ものとし、その方法は、口座振替又は直接納付によるものとする」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。